- Leather IV NOT			収受日	
文書分類			起案日	平成20年11月25日
文 書			決裁日	文成功和日本日
ファイル	20 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10		施行日	
保存年限	永年	廃棄年度	完結日	

あて先	逗子警察署	子								
発信者	逗子市長	平	井	竜	-					
施行・取扱い	上の注意事項				*	文書記号 番 号	20逗0401発第	号	2	

件 名	盗難自転車のリサイクルについて	
伺い文	記録を作成し、逗子警察署に任意提出してよろしいか	3
起案者	市民部 市民課 副主幹 大久保 力 電話	決裁区分 (丙1)部長

						and the same of th
決裁欄	市民部			部長	伊藤 富士男	( ) 向 ( )
				次長	杉山 光世	配金
	市民部市」	民課		課長	川上 喜久夫	(用)
10				副主幹	福本 修司	即
	市民部 市[	民課 交通安全係		再任用短時間勤務職員	稚元 芳男	(E)
.0	*			再任用短時間勤務職員	福田 健一	印
				* ,		
<i>i</i> -			*			
	500					
					この情報は 情報公開条例	に基づき
					交付したもの 逗子	
			1 1 8 6			

## ○ 盗難自転車がリサイクルされた件

※平成20年11月12日午前11時頃、逗子警察署生活安全課宮田氏からTELがあり、 次のリサイクル自転車の防犯登録を島村自転車店が申請してきたが、盗難車のようなの で、経緯を調べて欲しいとのこと。

対象自転車

防犯番号

車体番号

ブルーの普通自転車

盗難されたと思われるのは、日時平成20年4月22日あるいは23日、桜山2丁目地内である。なお、リサイクル自転車は島村自転車店から市民が既に購入している。

## ※調査結果

明らかに該当すると思われる自転車を平成20年4月23日午前9時から10時30分の間逗子駅近く4Bから移動している。そして平成20年5月14日引取り通知のために警察照会しているが、照会した当該自転車の防犯番号を

と誤っていたため該当なしで回答されている。9月1日のリサイクルのため8月中にも 再度、盗難届の照会をしているが、同様であった。

調査結果を警察に伝えたところ、警察は被害品の手続きをすることになるが、今回の件では、リサイクル自転車として既に購入している人と島村自転車店が被害者なので、両方に連絡してみるとのことであった。多分市をいれて3者で話し合うことになると思うので、再度市民課に連絡をしますとのこと。

※今回の原因は委託先である神中運輸が荷札から台帳に記入する際に誤った防犯番号を 記入したため、警察照会でも盗難品であることが分からなかったことから起こったもの です。

※警察(宮田氏)から連絡があり、警察は今後盗品解除の手続きを進めるが、購入者と連絡が取れないため、ストップしている。警察は盗品を被害者に返すのが原則である。

市はこれから島村自転車店、購入者の

被害者の

と話し合う必要があると思うが、金の問題が出てくると思うので、 まず島村さんに連絡してみてくださいとのことであった。

※市民課から保管場所の神中松島さんに今回の件は誤って台帳記入したことに原因があるので、もし話し合いで金銭負担が出たときのことを考え本社にも連絡しておいてくださいと電話で伝えた。

※購入者

への連絡文書・・・別紙のとおり

この情報は、逗子市 情報公開条例に基づき 交付したものです。 逗 子 市



## 自転車について (お願い)

日頃から、市政全般にご協力をいただき、有難うございます。 昨日、お伺いいたしましたが、お留守でございましたので、昼間の電話連絡も難しいと思いましたので、書面でのご連絡お許し下さい。

まず、このたびの件につきましてご迷惑をおかけしておりますことを、お詫び申しあげます。放置自転車を管理しております委託業者さんが、防犯登録番号を転記しまちがえたことに主たる原因がございます。盗難届が逗子警察署に提出されておりますので、今後さらなるご迷惑をおかけすることになりますと、に多大なご心労をおかけすることになりかねません。

私ども市民課では、盗難被害者の方、島村自転車店、逗子警察署とお話をさせて頂き、 様々な解決方法を模索しております。

もしよろしかったら、明日又は明後日の土・日で、島村自転車店さんにご持参いただけますでしょうか。お店のご主人には、このお話につきましてご了解をいただいております。 ご検討を頂き、ご理解のほど宜しくお願いいたします。

> 逗子市役所 市民課 副主幹 大久保 力 873-1111 内線 298

> > この情報は、逗子市情報公開条例に基づき交付したものです。 逗 子 市

## 盗難自転車がリサイクルされた件についての記録

平成 20 年 11 月 12 日(水)	盗難車である事実判明
午前	
16 時ごろ	警察(生活安全課・宮田巡査部長)から連絡
	被害者
	善意の所有者
18 時 30 分過ぎ	逗子警察生活安全課長が こ電話連絡 仔細説明と今後の
	手続きについて伝達。
平成20年11月13日(木)	島村自転車店に出向き事情説明する。
10 時	当該盗難車は7500円で販売した。(登録500円含む)
	タイヤ、ベル、鍵、カゴを交換してある
10 時 30 分	大久保・穐元で被害者宅訪問・経緯の説明。 原則は原形での
	返却であるが、既にリサイクルしてしまっている。権利放棄す
	るとの一言があっ <u>たその後</u> 11時すぎに逗子警察・生活安全課
	にて、事情説明中、
	するか、しないか判断するとの訂正があり、地域課・鹿野田係
	長を含め協議した。
11 時 30 分	再度島村自転車店を訪問。追加説明を行う。
11 時 45 分	宅を訪問するも留守
16 時 30 分	宅を訪問、名刺をに渡し、連絡する旨伝達した。
平成20年11月14日(金)	福田 逗子警察・地域課にて代替自転車の防犯記録を確認。大
8時半	久保 別紙のお願い文書を作成し 氏及び島村自転車店に
	届ける。
平成20年11月16日(日)	氏が島村自転車店に来店し、当該盗難車と他の自転車を交
	換した。(17日、自転車店にて確認)
平成20年11月17日(月)	大久保・穐元にて島村自転車店から当該盗難車を借り受け逗子
10時45分	警察に提出。交換部品代で4500円
11 時 00 分	地域課・鹿野田係長に引き渡す。
	地域課・鹿野田係長が本日夜間に 宅に出向き、必要書類
	に記名押印してもらう手はずになった。
19 時 30 分頃	被害者 氏逗子警察署にて、自転車の現認、修理部品代とし
	ての4500円了解のうえ、当該自転車を引き取る。
平成20年11月18日(火)	島村自転車店に上記経緯を説明
10 時 00 分	

この情報は、逗子市 情報公開条例に基づき 交付したものです。

逗 子 市

14 時 15 分	地域課・鹿野田係長来庁、盗品引渡書に大久保が記名・押印す
	る。同時刻に 氏に電話するも留守だったので、留守電に4
	500円を島村自転車店にお支払いいただくよう伝達した。
17 時 15 分	から電話あり。支払いしないと翻意してきた。その
	後、からも電話があり、委託業者にも責任がある
	との内容であった。
17 時 50 分	大久保が、神中運輸本社に電話、同社川島社長に善処方要請し
	た
平成20年11月19日(水)	神中運輸の沼間保管所の松島主任が来庁した。4500円と防
9 時	犯登録代500円の計5000円を島村自転車店に神中運輸か
	ら支払うことになった。島村自転車店は水曜日定休日なので、
	明日連絡する予定。
14 時 10 分	に電話連絡仔細をつたえ了解していただく
平成20年11月20日(木)	市民課長から、島村自転車店に今後の対応について依頼した
10 時	
平成20年11月20日(木)	逗子警察署生活安全課宮田氏から防犯登録についての照会電話
15 時 01 分	があった。
	15時25分大久保から宮田部長に電話連絡をする。
	の防犯登録データを のデータに置換することが可
	能(宮田部長)とのことなので、大久保からもデータにつき置
	換を依頼。
	宮田部長から、島村自転車店に連絡してもらえる段取りになっ
	た。.

この情報は、逗子市情報公開条例に基づき交付したものです。 逗子市